## 特定細胞加工物等製造許可申請書

### 年 月 日

#### 地方厚生局長 殿

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第2項の規定により申請します。

記

# 1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項

特定細胞加工物等製造	「施設の名称			
特定細胞加工物等製造	産施設の所在地			
施設管理者に関する	氏名			
事項	略歴			
業務を行う役員の氏名	」(法人の場合)			
申請者(法人にあっ	(1)法第49条の規定 により許可を取り消 されたこと			
中請有(伝入にめら ては、その業務を行 う役員を含む)の欠 格条項	(2)拘禁刑以上の刑 に処せられたこと			
	(3)関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと			
製造しようとする特定	「細胞加工物等の種類	人の細胞に培養 その他の加工を 施した特定細胞 加工物	動物の細胞に培養 その他の加工を施 した特定細胞加工 物	化学合成その他の方 □ 法により生成した特 定核酸等

### 2 申請者の連絡先

担当部署及び担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第十四(第七十二条関係) (裏面)

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正副2通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、 (1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日 及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄 にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生 医療等の安全性の確保に関する法律第35条第4項第3号に規定する法令を指すものである こと。

収 入 印 紙

### 特定細胞加工物等製造許可事項更新申請書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住所<br/>
<br/>
<br/

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申請します。

記

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項

更新を受けようとする特定細胞加工物等製 造施設の施設番号及び許可年月日				
更新を受けようとする 造施設の名称	5 特定細胞加工物等製			
	変更事項			
変更内容	変更前			
友又的谷	変更後			
	変更理由			
※複数該当がある場合	は、上記項目を複写し	て記載すること		
更新を受けようとする 造施設の所在地	5特定細胞加工物等製			
施設管理者に関する	氏名			
事項	略歴			
業務を行う役員の氏名	ム (法人の場合)			
	(1)法第49条の規 定により許可を取り 消されたこと			
申請者(法人にあっ ては、その業務を行 う役員を含む。)の 欠格条項	(2)拘禁刑以上の刑 に処せられたこと			
	(3)関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと			
製造しようとする特定細胞加工物等の種類		人の細胞に培養その □ 他の加工を施した特 定細胞加工物	動物の細胞に培 養その他の加工 □ を施した特定細 胞加工物	化学合成その他の方 □ 法により生成した特 定核酸等

2 申請者の連絡先

担当部署及び担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正副2通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、 (1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日 及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄 にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生 医療等の安全性の確保に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項第3 号に規定する法令を指すものであること。
- 5 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

### 特定細胞加工物等製造認定申請書



下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項におい て準用する同法第35条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation of the foreign cell processor by Article 35, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項 Manufacturing facility and applicant's information

特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility		
特定細胞加工物等製造施設の所在地 Location of the manufacturing facility		
事項 Details of the	氏名 Name	
manager of the manufacturing facility	略歴 Career summary	

## 様式第二十二(第八十三条関係)(第二面) Form No. 22 (related to Article 83)(Page 2)

業務を行う役員の氏名( Name of the executiv corporation)				
	(1)法第50条第1項 の規定により認定を 取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1			
申請者(法人にあっ ては、その業務を行 う役員を含む。)の 欠格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)	(2)拘禁刑以上の刑 に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment			
	(3)関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations			
製造をしようとする特 類 Types of planned spe etc.		<ul> <li>□ 人の細胞に培養その 他の加工を施した特 定細胞加工物 Human cells derived</li> </ul>	動物の細胞に培 養その他の加工 を施した特定細 胞加工物 Animal's cells derived	<ul> <li>□ 化学合成その他の方</li> <li>法により生成した特定核酸等</li> <li>Nucleic acids</li> </ul>

## 2 申請者の連絡先

-

様式第二十二(第八十三条関係)(第三面) Form No. 22 (related to Article 83)(Page 3)

(留意事項)
(Notes)

用紙の大きさは、A4とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
提出は、正副2通とすること。

Applicant should submit one original and one copy of this form.
各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、 (1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日 及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄 にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生 医療等の安全性の確保に関する法律第39条第2項において準用する同法第35条第4項第3 号に規定する法令を指すものであること。

Write down "No" in each column of (1), (2)and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1) The date( year, month, day) and grounds for cancellation.

(2) Crime, sentence, the date( year, month, day) of final judgment, the date( year, month, day) of sentence/parole completion.

(3) Description and the date( year, month, day ) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.



下記のとおり、特定細胞加工物等製造の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2 項において準用する第36条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項 Manufacturing facility and applicant's information

mananaovannig naonn	ty and applicant 5 mills	mation	
更新を受けようとする 造施設の施設番号及び Number and date of			
更新を受けようとする特定細胞加工物等製 造施設の名称 Name of the manufacturing facility			
認定証の区分 Categories of the accreditation		□ 特定細胞加工物 specific processed cells	□ 特定核酸等 specific nucleic acids
	変更事項 Changed items		
変更内容	変更前 Before		
Changes	変更後 After		
	変更理由 Reasons		

※複数該当がある場合は、上記項目を複写して記載すること

If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

## 様式第二十五(第八十四条関係) (第二面)

Form No. 25 (related to Article 84)(Page 2)

特定細胞加工物等製造 Location of the man		
施設管理者に関する 事項 Details of the	氏名 Name	
manager of the manufacturing facility	略歴 Career summary	
業務を行う役員の氏名 Name of the executiv corporation)		
中建学(注入)になっ	(1)法第50条第1項 の規定により認定を 取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1	
申請者(法人にあっ ては、その業務を行 う役員を含む。)の 欠格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)	(2)拘禁刑以上の刑 に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment	
	(3)関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations	
製造をしようとする特 類 Types of planned spe etc.		<ul> <li>□ 人の細胞に培養その 他の加工を施した特 定細胞加工物 Human cells derived</li> <li>□ 動物の細胞に培 養その他の加工 を施した特定細 胞加工物 Animal's cells derived</li> <li>□ 動物の細胞に培 養その他の加工 を施した特定細 胞加工物 Animal's cells derived</li> <li>□ 化学合成その他の方 法により生成した特 定核酸等 Nucleic acids</li> </ul>

様式第二十五(第八十四条関係) (第三面) Form No. 25 (related to Article 84) (Page 3)

2 申請者の連絡先

Applicant's contact information	
担当部署及び担当者の氏名	
Department and name of the person in	
charge	
電話番号	
Telephone number	
FAX番号	
FAX number	
電子メールアドレス	
E-mail address	

(留意事項)

(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 提出は、正本1通とすること。

Applicant should submit an original form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、 (1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日 及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄 にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生 医療等の安全性の確保に関する法律第39条第2項において準用する同法第36条第2項にお いて準用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

Write down "No" in each column of (1), (2)and(3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1) The date( year, month, day) and grounds for cancellation.

(2) Crime, sentence, the date( year, month, day) of final judgment, the date( year, month, day) of sentence/parole completion.

(3) Description and the date(year, month, day) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 36, Paragraph 2 appied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

5 収入印紙は、厚生労働大臣に提出する申請書の正本に貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original form. Do not cancel it.

### 特定細胞加工物等製造届書

### 年 月 日

}

#### 地方厚生局長 殿

住所<br/>
<br/>
<br/

下記のとおり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第1項の規定により届け出ます。

記

### 1 特定細胞加工物等製造施設及びその内容

	病院に設置されるもの				
	診療所に設置されるもの	診療所に設置されるもの			
届出をする者の	1 頃 マ け 笛 93 冬 の 99 笛 1 頃 の 許す	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第 1項又は第23条の22第1項の許可を受けた製造所			
	移植に用いる造血幹細胞の適切な 血供給事業の許可を受けた者が腑			の臍帯	
特定細胞加工物	等製造施設の名称				
特定細胞加工物	等製造施設の所在地				
施設管理者に関					
事項	略歴				
業務を行う役員	つ氏名(法人の場合)				
届出をする者(法人					
にあっては、そ 務を行う役員を む。)の停止事	会 (2)拘禁刑以上の刑				
	(3)関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと				
製造をしようと 類	る特定細胞加工物等の種   □ 他のか	細胞に培養その 加工を施した特 包加工物	動物の細胞に培 養その他の加工 を施した特定細 胞加工物	□ 法に	合成その他の方 より生成した特 酸等

2 届出をする者の連絡先

担当部署及び担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「届出をする者の区分」欄は当てはまる□欄にチェックを入れること。
- 5 1の「届出をする者の停止事由」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるとき は、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年 月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、 (3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」と は、再生医療等の安全性の確保に関する法律第51条第2号において引用する同法第35条第 4項第3号及び同法第51条第3号に規定する法令を指すものであること。